ID:　160

担当部署:　企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	駐車場の使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市民会館条例　第7条の3第2項
例規番号	昭和38年条例第29号

【根拠条文】

（駐車場の設置及び使用料）

第7条の3　会館に駐車場を設置する。

2　駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、芦屋市民センター運営条例（昭和50年芦屋市条例第8号）第2条各号に規定する施設の利用者は、最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前8時まで
会館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
会館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

【基準】

根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第11条の2の規定による。

（駐車場使用料の上限額等）

第11条の2　条例第7条の3第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は400円、1,500円の範囲内で規則で定める額は700円とする。

2　駐車場を午前8時又は午後9時の前後を引き続いて使用する場合の当該引き続いて使用する時間の使用料の額は、次のとおりとする。

(1)　午前8時の前後を引き続いて使用する場合　午前8時前の時間から引き続いて使用する60分までの時間は100円とし、当該60分を経過した後は条例第7条の3第2項の表のとおりとする。ただし、午前8時までの駐車場の使用料の額が同表で定める上限の額に達している場合は、午前8時から同表のとおりとする。

(2)　午後9時の前後を引き続いて使用する場合　午後9時前の時間から引き続いて使用する30分までの時間は100円とし、当該30分を経過した後は条例第7条の3第2項の表のとおりとする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日